

一般社団法人三重県サッカー協会

代議員制の採用に関する細則

第1条(目的)

(一社)三重県サッカー協会(以下、本協会と称する)定款第3章第5条により、代議員制を採用するにあたり細則をここに定める。

第2条(選挙管理委員会の設置)

1. 本協会に、代議員の選挙事務を管理するために選挙管理委員会を置く。
2. 選挙管理委員会の委員は、本協会の役員以外の正会員のうちから、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。
3. 選挙管理委員会は委員3名をもって組織する。
4. 選挙管理委員会に委員長1名を置き、委員の内から互選によってこれを選任する。
5. 選挙管理委員会は、次の各号に定める事務を管理する。
 - (1) 選挙に関する告示
 - (2) 立候補及び候補者の推薦もしくは候補の辞退の届出の受理
 - (3) 投票及び開票の管理
 - (4) 当選者等の確定
 - (5) その他選挙事務の管理に必要と認めた事項
6. 選挙管理委員会は、委員長が招集する。ただし最初の委員会は会長が招集する。
7. 選挙管理委員会の決議は、委員の 3 分の 2 以上が出席し、その過半数で決する。可否同数のときは委員長が決する。
8. 委員の任期は、就任後当該代議員選挙が完了するまでとする。
9. 選挙管理委員会は、本協会の事務所とし、その事務は本協会事務局がこれにあたる。

第3条(代議員の定数)

1. 「(別表)令和5年10月末時点での定数表別紙」により、種別委員会と専門委員会とに分けて代議員を選出する。種別委員会は、概ね 20 チームで1代議員とし、専門委員会の代議員は、各1代議員とする。
2. 決められた代議員定数と補欠を1名とする。
3. 定数および種別委員会の端数は理事会で決定する。

第4条(推挙方法)

1. 各種別委員会と専門委員会とからきめられた定数を推挙する。その方法は委員会に任せる。
2. このとき、理事又は理事会は、推挙、選出に関与してはならない。

第5条(立候補)

各委員会にて、立候補者がある場合は、採用する。

第6条(決定方法)

任期満了6月の「総会」にて、代議員選挙を行う。

第7条(代議員の交代)

止むを得ず交代せざるになった時は、事務局へ届け出、補欠と交代することができる。
(なお、直近の理事会にて、追認を受けるものとする)

第8条(任 期)

代議員の任期は2年間とし、2年後の「総会」までとする。なお再任を妨げず、補欠も同様とする。

第9条(議決権)

議決権については、1名につき1個とする。〔定款第16条〕

第10条(権 限)

選ばれた代議員は、次の権限をもつ。

- (1)定款の閲覧
- (2)社員名簿の閲覧
- (3)議事録の閲覧
- (4)その他

第11条(事務局)

- 1. 代議員制に関して、候補者名および決定後の代議員に関する資料を作成し公表・保存に努めなければならない。
- 2. 「総会」の招集、案内状については、定款第 4 章第 14 条の章に基づく。

第12条(細則の改正)

細則の改正は理事会にて決定する。

【附 則】

平成24年10月4日から施行する。

平成30年3月20日から施行する。

令和5年11月28日改訂

(別表)令和5年10月末時点での定数表 (端数切捨て)

	委員会	チーム数	代議員数	補欠代議員	備考
1	1 種(大学を含む)	33	1	1	種別委 小計19名
2	2 種	53	2	1	
3	3 種	114	5	1	
4	4 種	144	7	1	
5	女子	18	1	1	
6	シニア	19	1	1	
7	フットサル	44	2	1	
8	技術		1	1	専門委 小計6名
10	審判		1	1	
11	地区		1	1	
12	キッズ		1	1	
13	事業運営		1	1	
14	医・科学		1	1	
	合 計	425チーム	25人	13人	